

令和7年度（2025年度）第12回教育委員会（2月定例会）議事録

- 1 日時 令和8年（2026年）2月3日（火）
午前9時30分から午後0時5分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 越猪 浩樹
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦
委員 三淵 浩
委員 園田 恭子

4 議事等

（1）議案

- 議案第1号 熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（第2期）の改訂について
- 議案第2号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について
- 議案第3号 熊本県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する等の規則の公布について
- 議案第4号 教職員の懲戒処分について
- 議案第5号 教職員の懲戒処分について
- 議案第6号 教職員の懲戒処分について

（2）報告

- 報告（1） 令和7年度（2025年度）熊本県学力・学習状況調査結果について
- 報告（2） 第二期熊本県読書バリアフリー推進計画について
- 報告（3） 「熊本県いじめ防止対策審議会」調査報告書の提言に対する対応について

5 会議の概要

（1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

（2）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第4号から議案第6号及び報告（3）は、人事案件及び個人情報に関する案件のため非公開とした。

（3）議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号から議案第3号、報告（1）及び報告（2）を公開で審議し、非公開で議案第4号から議案第6号及び報告（3）を審議した。

（4）議事

- 議案第1号 熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（第2期）の改訂

について

教育政策課長

議案第1号について御説明します。

議案第1号は「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（第2期）の改訂について」です。

提案理由は、令和6年11月に策定した「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（第2期）」を改訂し、令和7年6月18日付けで一部改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」とするに当たり、「熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会に付議するものです。

御手元に「改訂版（案）の概要」、「プラン改訂箇所のみ抜粋」、「プラン改訂（案）の全文」をお配りしております。

まずは、概要資料で御説明させていただいたあと、「プラン改訂箇所のみ抜粋」の資料で詳細を御確認いただきたいと思います。

2ページをお願いします。改訂の経緯です。令和7年6月の給特法改正に伴い、各教育委員会において、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表及び取組の実施状況報告等が義務付けられました。「業務量管理・健康確保措置実施計画」は、給特法改正により令和7年9月に全部改正された国指針の内容に即して策定する必要があります。業務量管理・健康確保措置に関する事項を記載した既存の計画がある場合は、国指針に即した内容に改訂し、当該計画を活用することが可能とされています。

本県においては、令和6年11月にプランを策定していることから、当該プランを国指針に即した内容に改訂します。

まず計画の名称です。現行プランの名称である熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（第2期）の下に、（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく業務量管理・健康確保措置実施計画）と追記し、このプランが給特法に基づく計画であることを明示します。

計画の対象者は、現行プランのまま教職員とします。ただし、のちほど御説明いたしますが、評価指標のうち時間外在校等時間については、教育職員のみのも目標値を追加で設定します。教育職員とは、教職員から事務職員、技師、学校栄養職員を除いた職員です。

計画の期間は、現行プランのまま、令和6年度から令和9年度までとします。

学校の働き方改革に関する目標についてです。基本目標である「（1）教職員のウェルビーイングの向上」と「（2）更なる時間外在校等時間の縮減」、また、7つの評価指標、「授業準備について教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている教育委員会の割合」から「時間外在校等時間が月45時間以内となる教職員の割合」までは、現行プランのとおりです。

加えて、今回の改訂で、時間外在校等時間について、教育職員の割合を評価指標に追加し、令和9年度目標値を県立学校において90.0%、市町村立学校において85.0%に設定します。

また、県立学校、市町村立学校の教職員、教育職員ともに、時間外在校等時間が月45時間以内となる割合を令和11年度に100%とします。

最後に、目標達成に向けた取組についてです。現行プランでは、「方針1 人材の確保・活用」から「方針6 教職員の健康サポート」まで6つの方針に基づき、

様々な取組を行っているところです。取組の追加については、3ページ以降の「プラン改訂箇所抜粋」で御説明します。

3ページをお願いします。改訂箇所は朱書き下線部です。

プラン名称の下に、給特法第8条に基づく計画であることを追記します。

5ページをお願いします。「1 プラン改訂の趣旨」の最後にも給特法に基づく計画であることを追記します。

7ページをお願いします。評価指標のうち時間外在校等時間について、時間外在校等時間が月45時間以内となる教育職員の割合を追記します。

また、教職員、教育職員ともに令和11年度の目標値を100%とします。

8ページをお願いします。「2 業務の削減・効率化」の取組のうち、現行プランでも取り組んでいる「『国の3分類』に基づく業務の見直し等の推進」を今般国から新たに示された「『学校又は教師の業務の3分類』に基づく業務の見直し等の推進」に改め、また、「登下校時の通学路における日常的な見守り活動の廃止の徹底」を追記します。

「4 勤務時間の適正管理等」に、「持ち帰り業務防止の徹底」と「休憩時間の適正な付与」を追記します。

最後に、9ページをお願いします。「5 保護者等の理解促進」に、「各種団体への登下校時の通学路における日常的な見守り活動の協力依頼」を追記します。

10ページ以降は、改訂案の全文です。

教育政策課からの説明は以上になります。

御審議のほどよろしくをお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等があればお願いします。

西山委員

働き方改革は全てに通じる課題であり、早急に進めていかなければならないと考えています。目標は2ページ目に示されていますが、その下の取組内容があまり具体的に届いてこないように思います。いずれにしても目標を達成するには、原因となっている課題を解決していかないとはいけません。

「学校又は教師の業務の3分類」の資料には、明確に19項目の業務見直しが挙げられています。プランの方針2に「学校又は教師の業務の3分類に基づく業務見直し等の推進」と書かれていますが、私は、もっとクローズアップして19項目の中で優先順位を付けて課題解決をしていきながら目標の数値を目指していくという活動を強化すべきだと思いますがいかがでしょうか。

教育長

西山委員の御発言に関して、関連する質問はありませんか。ないようですので、教育委員会事務局から回答をお願いします。

教育政策課長

御指摘いただいた「学校又は教師の業務の3分類」のさらなる徹底については、文部科学省の分類改定と同じ趣旨と受けとめます。本県教育委員会の今回のプランの改訂自体もそのことを意識した内容としています。国から示された教育職員の時間外在校等時間に関するものの他に改訂する部分は、3分類の中でも特に、熊本県が力を入れていかないといけないとの認識を持った見守り活動の部分です。日常的な見守り活動や持ち帰り残業は、まさに西山委員の御指摘と同じ趣旨で、教職員の時間外在校等時間が長時間となる大きな要因であり、熊本県教育委員会として重点的に取り組むべき課題であるとの認識で追記させていただきました。

すでに第2期プラン策定時にも、「国の3分類」に基づき、優先順位を付けて具体的な対策を記載させていただいています。

もちろん、プランに記載するだけで解決するものではないため、記載している取組、例えば方針1で書いている教職員の確保や、支援人材・専門人材の確保の具体的な取組として、今年度から教員業務支援員の全校配置などにも取り組んでいるところです。今後も各方針に基づく取組を具体化して、教育委員会一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

西山委員

大変ありがとうございます。学校又は教師の業務の3分類に関して、優先順位があると認識しています。各項目に対して、現在の進捗度合いなどの数値目標を明確に設定し、例えば、半年後に何%達成しているかをチェックする仕組、いわゆるPDCAサイクルを導入してはどうかと思います。

資料2ページに示されている働き方改革の目標は、結果ということですね。結果を具現化させるには、プロセスの管理（進捗把握）を行わないといけません。19項目の中で優先順位を付けて取り組み、優先順位が低位の項目は取り組まなくて良いというわけではないが、特に優先順位の高い項目は数値で管理し、進捗管理をしていくべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

教育政策課長

3分類の19項目について、熊本県教育委員会では、それほど進んでいない項目、十分に進んでいる項目、それぞれございます。また、それぞれの項目に対応した多様な施策を展開しています。御指摘いただいたようにPDCAサイクルを設定し、確認を行い、取組の効果を上げていくような形で進めていきたいと思っております。毎年のプランの効果検証を教育委員会でも報告をさせていただいておりますが、数値目標に加えて、各種実際の取組の中で、関連する分類の状況も併せて御説明する等、各教育委員の方へ情報共有を行いながら、今教えていただいたようなPDCAサイクルをしっかりと回す形で働き方改革の取組、各種施策を進めていきたいと思っております。

西山委員

業務の3分類において、「学校以外が担うべき業務」と「教師以外が積極的に参画すべき業務」は、どちらかというところ、その地域と一体となって進めないと思えない問題だと思います。ですから、そのところをどうやっていくのか。「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」は改善が図られていると思っておりますが、それと同時に「学校以外が担うべき業務」と「教師以外が積極的に参画すべき業務」も優先順位を付けて対応いただければありがたいと思うので、よろしくお願ひします。

教育長

ありがとうございました。他にございますか。

三淵委員

国から示された「学校又は教師の業務の3分類」は、法的根拠が明確に示された点が大事だと思います。3分類は、教職員を守るための大前提のものだと思います。時間外在校等時間に関して、月45時間以内の教職員・教育職員の割合を令和11年度に100%にすると目標を掲げることは良いと思っておりますが、医療業界では、管理者側が「自己研鑽」と称して時間外労働と認めない風潮が続いており、若い人たちが不当に扱われている面があります。

教育現場ではそうならないように、精神的な健康も含めて、教職員の健康サポートが大切だと思います。

改訂プランには、保護者等への理解促進の項目もありますが、管理者は教職員を

守る立場から、法的根拠に基づいて、保護者等に対してきちんと説明したり、毅然とした態度を取ったりすることも大事だと思います。

教育長

御意見ということによろしいですか。

三淵委員

はい。

田口委員

方針の5番目の「保護者等の理解促進」に追加された「各種団体への登下校時の通学路における見守り」について、実際にどのような団体に依頼し、見守りを担っていただくのが良いのかを教えてください。また、校門指導でよく立っておられる校長や生徒指導の教職員を見かけるのですが、教職員の方々は、その時に、児童生徒の様子を観察し、変化を察知されます。いつもは複数人で登校している子どもが、今日は1人で登校するなど、変化を察知する重要な機会でもあります。そういった機会を逃してしまう可能性があるのではないかと思います。その点について、何か検討していることがあれば教えてください。

学校人事課長

登校時の見守りは基本的に保護者ではなく、地域の見守り隊や交通安全を担当する方、地域の自治会の方々にお願いしています。

田口委員がおっしゃるとおり、校長が校門で児童生徒の様子を見守ることもありますが、国は業務の3分類で、学校外の見守り活動は原則学校がしないと整理している。熊本県教育委員会も原則としては学校がしない業務と整理をしています。通学路の危険な場所に教職員が旗を持って立つようなことは止めましょうという点がメインですが、御指摘のとおり、校門での見守りが登校上の指導に当たるのかどうかについては、市町村と相談しながら適切に対応を進めていく予定です。教職員が登校時の見守りを行うことが「当たり前」と思われている地域もあるため、県教育委員会としては、原則的には保護者か地域の方をお願いするという点を整理させていただいたところです。もちろん登下校の様子を見ることは大事ではないかという意見も出てくると思うので、どれだけ学校が関与するかについては、今後検討する必要があると思います。

田口委員

教職員を守ることも重要ですが、本来守るべき子どもたちに不具合が生じることは良くないと思っているので、引き続き検討をお願いします。

教育長

他に御質問はありますか。

園田委員

田口委員と同じく、子どもたちの見守りをどこで線引きするかは非常に重要と思います。学校の門については、校長次第で対応が異なるのではないのでしょうか。校門の外まで出向いての見守りは教職員の業務の範囲外であると理解しています。一方、校門の内側（学校敷地内）での見守りは教職員にしっかり行ってほしいです。

教育長

ありがとうございます。

三淵委員

校門の外まで教職員が毎日見守る必要はないですが、たまには教職員が見守っても良いのではないかと思います。「くまのこうちょうせんせい」という絵本で、熊の校長が児童である羊の様子（声の大きさなど）から家庭内の問題に気付いたとい

う物語のように、教職員が子どもたちの変化や問題に気付いてほしいと思います。完全に学校が関与せず見守りや対応を全て地域任せにするのではなく、地域と連携して教職員が関与する仕組が望ましいと思います。

教育長

ありがとうございました。熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン、働き方改革は、教職員が児童生徒にしっかり目を向けることができるようにというのが本来の趣旨です。児童生徒から目をそらしたり、目を離したりすることが前提ではないという認識は関係者間で共有されていると思いますので、本日出された意見や指摘も、それぞれの取組の中で考慮・反映されることを望みます。この件については原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(委員了承)

○議案第2号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について

教育政策課長

議案第2号について御説明します。

提案理由を33ページに記載しております。1月県議会臨時会に提案した教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたが、教育委員会に付議する暇がなく、教育長が臨時に代理して意見を申し出たことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

意見としては、次のページのとおり「原案どおりで差し支えない」旨を回答しました。

該当の議案は、35ページに掲載の知事からの依頼文中、「記」以下の項目で、補正予算の1件です。

議案の内容について御説明します。

36ページから45ページまでが議案本文ですが、教育委員会関係の予算を整理しておりますので、46ページを御覧ください。1月補正予算の総括表です。最下段「教育委員会合計」欄の左から2番目にあります6,849万円余の増額で、その内訳を次の47ページに記載しております。いずれも国の経済対策に対応した事業であり、1は県立学校学習系ネットワークの更新に伴う対応ルータの更新・設置に要する経費、2と3は県立特別支援学校寄宿舎における舎食や県立学校の給食の食材調達費高騰に対応した保護者の経済的支援に要する経費です。

教育政策課の説明は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等があればお願いします。

教育長

それではこの件につきましては原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(委員了承)

○議案第3号 熊本県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する等の規則の公布について

教育政策課長

議案第3号「熊本県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する等の規則の公布」について御説明いたします。資料49ページを御覧ください。

今回の改正は、公益信託に関する法律が全部改正されることに伴い、関係する規則3本を廃止又は一部改正するものです。

現行公益信託制度では、公益信託の許可・監督権限が内閣府等の中央省庁に付与されており、事業範囲が1つの都道府県内に限られる場合は知事に、文部科学省所管の事業であれば教育委員会が所管することとされています。令和8年4月に施行する新公益信託制度では、許可・監督権限が内閣総理大臣又は知事に付与されることから、教育委員会が所管する公益信託に関する許可・監督規則である「熊本県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則」を廃止する必要があります。

それに伴い、「熊本県教育委員会に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」については、先ほどの公益信託の許可・監督規則に規定する書類や帳簿をデータ保存する目的で制定された規則ですが、今回公益信託の許可・監督規則を廃止することから、当該規則の実効性も喪失してしまうため併せて廃止します。

また、「熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第2条第1項第21号の公益信託に関しての規定を削除し、その号ずれに伴い、第4条第1項第4号も改正します。

説明につきましては、以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等があればお願いします。

教育長

それではこの件につきましては原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(委員了承)

○報告(1) 令和7年度(2025年度)熊本県学力・学習状況調査結果について

義務教育課長

令和7年度熊本県学力・学習状況調査の結果概要について御報告いたします。52ページを御覧ください。

まず、「1 調査の概要」です。実施日は昨年12月1日から12月9日、対象は市町村立小学校3年生から6年生までと中学校1年生と2年生までです。教科に関する学力調査と学習習慣や授業改善に関する質問調査を実施しました。昨年度からの変更点は、中学校における調査において、1人1台端末を使って回答するCBT方式で実施したことです。

「2 調査結果の概要」を御覧ください。書かれている数値は、県の平均正答率を表しています。結果については掲載したとおり、一部例外はありますが、学年が上がるにつれて、徐々に正答率が下がっていく傾向が見られます。

各教科の内容を見ると、国語では、小学校において主語と述語の関係や修飾語について理解できていた一方で、小学校中学校ともに文章の構成を読み取ることに課題が見られました。算数においては、変化と関係領域については特に理解できていた一方で、小学校中学校ともに文章と図や式を結び付けて記述する問題では課題が見られました。英語においては、基本語彙を用いて日常的な話題の概要を聞き取ることができていた一方で、文法の意味や用法を理解する内容には課題が見られました。できていなかったところをできるようにして進級させるよう、各学校には指導

をお願いしたいと思います。

また、全国学力・学習状況調査の結果を受け、「教科書を使いこなす」「学習用語を理解する」「読み取る力を高める」ことを重点取組として示しておりますので、引き続き県全体として取り組んでいきたいと考えております。

それでは、53ページを御覧ください。

「3 児童生徒質問紙調査の主な結果概要」です。ここで示しているのは、県の重点指標としている質問調査の結果などを抜粋してまとめたものになります。

一番上の、「認め、ほめ、励まし、伸ばす」という本県の教育行動指標に関する調査項目である「先生はクラスみんなのことを、ほめたりはげましたりしてくれていますか」という質問では、昨年同様に高く、小中学校ともに90%を超えています。「認め、ほめ、励まし、伸ばす」という教師の意識が浸透しており、児童生徒もそのことをしっかりと実感しているということが、この結果に表れていると考えています。

重点指標1の「授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいると思いますか」という質問では、「自分から取り組んでいる」と回答した児童生徒は、昨年度より小中学校ともに向上しています。

重点指標2の「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していると思いますか」という質問では、「工夫して発表している」と回答した児童生徒も、昨年度より小学校中学校ともに向上しています。

重点指標3の「授業の内容はよく分かりますか」という質問では、「よく分かる」と回答した児童生徒の割合は、小学校の外国語、中学校の英語において3ポイント以上の伸びが見られます。

本県の重点取組の内容につきましては、国語においては「文章を読み、大事な言葉や文、必要な情報を見付けることができる」と回答した児童生徒は小中学校ともに75%程度、算数・数学においては、小学校で「式や表、グラフに表されていることの意味が分かる」と回答した児童の割合が約84%、中学校で「文字式を用いた説明や図形の証明が分かる」と答えた生徒の割合が約65%という結果でした。

今回の結果を受けた今後の取組を説明します。まず、「教科書を使いこなす」「学習用語を理解する」「読み取る力を高める」という3つの重点事項の充実を図る取組を推進していきます。今週の金曜日に開催します、県や市町村教育委員会、小中学校の代表者等からなる学力向上推進本部にて、課題の改善に向けた取組や今後の方向性を協議し、手立てを講じて参ります。また、「熊本の学び」プロジェクト校等の取組を学ぶ「熊本の学び」推進オンデマンド研修会や、授業力の向上や校種間の円滑な接続等を目的とした「熊本の学び」わくわくサークルを、オンラインにて開催します。令和8年度からは、一人一人の読みのつまずきに着目した授業改善に取り組むモデル校事業や研修を実施することを検討しています。

各学校においては、今年度内に、学力の状況や質問紙の状況の結果が示された個人票をもとに、児童生徒一人一人の意欲を高められるような声かけ、アドバイスを丁寧に行って参ります。

民間委託したメリットの一つですが、子ども達の学習状況に応じて、個別に復習するデジタル教材が提供されるとともに、児童生徒もWeb上で問題を解いたり、個人票の詳細を確認できたりするようになりました。これらを活用しながら、児童生徒一人ひとりの課題克服に向けた取組を行って参ります。

義務教育課からの報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等があればお願いします。

田口委員

学力については、学年が上がるにつれて下がることに対して、どうにかできないかと思っています。ただ、自己有用感における「先生たちがほめてくれる」という項目が、100%近くなったのはすごくいいことだと思います。逆にこの事項はやって当たり前とも考えられます。なかなかできていない学校もあるのか、特定の学校だけ下がっているのか、などの分析はしているのでしょうか。

義務教育課長

分析は、現在行っているところです。各学校の状況等については、質問調査の中で、「先生は、しっかりと支援してくれていますか」という質問等もありますので、関連も見ながら対策を考えるよう、各学校に伝えていきたいと思っています。

田口委員

まず、自己有用感が100%になってから、学習の項目の向上につながっていくと考えています。

次に、中学校で導入されたCBTの効果について、働き方改革に貢献できる、個別の分析ができるようになって活用しやすいなどの、民間委託をすることのメリットや、デメリットがあれば教えてください。

義務教育課長

まず、CBTの導入については、システムのトラブルなどを懸念していましたが、スムーズに実施できたと考えております。CBTでの調査は、子供たちの情報活用能力やICTの活用にも資するシステムだと考えているため、積極的に導入していきたいと思っています。そこはメリットだと考えています。また、問題作成において、以前は自分たちで自作していましたが、質の担保など、民間を入れることで客観的な問題を作っていただけになったのもメリットだと考えています。

ただ、正答率にも関係すると思いますが、問題を作成していた当時は、問題が何を問うているのか、今、目指している学力は何なのかという部分を考えながら調査を行っていました。そのようなことを今一度先生方にも分析してもらい、授業に生かしていくことを今後やっていきたいと考えています。

田口委員

民間が行う分析によって、児童生徒の個別最適な学びの実現に一步近づき、先生たちの個別最適な指導にも繋がるのだと理解できました。

教育長

他にございませんか。よろしいですか。

それではこの件につきましては、個別にいろいろな学力について、しっかりと受け止めて進めていただければと思います。

○報告（2） 第二期熊本県読書バリアフリー推進計画について

社会教育課長

第二期熊本県読書バリアフリー推進計画について御報告します。

この計画は、国の第二期視覚障害者等の読書環境の整備推進計画の策定に合わせ、熊本県の第一期計画を改定したもので、基本的な取組の構成は変更ありません。また、改定にあたっては、障がい者支援団体や有識者の方々に構成する協議会を立ち上げ協議・検討を行ってきました。

資料60ページを御覧ください。「第3章1 基本理念と目指す姿」にあります

ように、障がいの有無にかかわらず、誰もが読書に親しむことのできる共生社会を実現する『くまもと』を目指します。

同じく「2基本方針」にありますように、その実現に向けて、3つの施策の方向性【充実させる】【サポートする】【ひろげる・つなげる】を定め、点字図書や拡大図書などの充実、研修会の実施、県民への普及啓発等に取り組むこととしています。

最後に、65ページ下段をお願いします。「3成果指標」のとおり、今後、第二期推進計画については、「アクセシブルな書籍等の冊数」など国の示した指標をもとに、進捗状況を確認、推進していく考えです。

社会教育課からは以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等があればお願いします。

西山委員

具体的にはどのような活動になっていくのでしょうか。

社会教育課長

国の計画に基づき作成しているが第一期から大きな変更はなく、国もまだ進捗が十分ではないという認識です。まずは普及を進めることが中心の施策で、バリアフリーの考え方をしっかり伝えていくことが重要です。点字図書、拡大図書、LLブック、触る絵本などを県立図書館、市町村図書館と協力しながら整備や普及啓発をまずは進めて参ります。

西山委員

デジタルやiPadで読める形なども含まれていますか。

社会教育課長

59ページの「アクセシブルな書籍」を御覧ください。障がい者が利用しやすい書籍として、点字図書、拡大図書、LL図書、触る絵本などがあります。電子書籍では、読み上げができるものや、音と文字が連動するデイジー図書なども含まれます。

田口委員

障がいのある人が「健常者と同じ本を読みたい」というニーズが、AIを活用すれば可能になるのではないかと思います。どこまで進んでいますか。

社会教育課長

AIを反映した形にはまだなっていませんが、今の御指摘は課題として、推進委員会等でも、当事者団体とも共有していきたいと思えます。

園田委員

障がい者が世の中にどんな本があるかを知る方法がありますか。

社会教育課長

日本点字図書館がシステムを管理している「サピエ図書館」というデータベースで検索することができます。視覚に障がいのある方も、アクセスし情報を検索することができるデータベースとして活用できると思えます。

園田委員

一般の本を手にとってそのまま変換できるような仕組みがあればいいと思えます。

社会教育課長

技術は進んでいきますので、しっかり注視していきたいと思えます。

教育長

この件につきましては、これでよろしいですか。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

教育長

ありがとうございます。

引き続きよろしくお願いいたします。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和8年（2026年）3月10日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午後0時5分。